

石綿解体作業は、 作業者の方に教育が必要です！

事業者は、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業に従事する労働者に教育を行わなくてはなりません。

(特別の教育 安衛則第36条、石綿則第27条関係)

監督である作業主任者の方がいても、作業者の方にも特別教育が必要です！

日程	種 目	時間	金額(税込)
8月 1日(金)	石綿使用建築物等 解体等業務特別教育	4.5	12,000円

※受講料にはテキスト代が含まれています。

教習所にご来所いただき、
講師は別会場よりリモートにて講習を行います。
不明点がございましたら東京教習所まで問い合わせ下さい。
Web、お電話にてご予約をお願いいたします。

開催場所

〒136-0075
東京都江東区新砂1-10-17
株式会社PCT 東京教習所
TEL:03-5633-8340 FAX:03-5633-8341

[予約・相談はこちら](#)



リモート講習（講師説明を映像配信）で開催します

- 映像、音声途切れた場合、休憩時間等で不足分を補うことがあります。
- 講習継続が難しいと判断した時は、講習を中止し日を改めることがあります。
- 講師への質問や疑問は、通常の講習同様に可能です。

是非ともPCTにご相談ください！

株式会社PCT



ご相談はこちら
<https://kyosyu.pctc.co.jp/index.html>

